

埼玉県後期高齢者医療懇話会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営に向け、広く関係者からの意見を聴くために、埼玉県後期高齢者医療懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保険給付に関すること。
- (2) 保険料に関すること。
- (3) 医療費の適正化に関すること。
- (4) その他後期高齢者医療制度の運営に関する必要な事項

2 懇話会は、埼玉県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）の求めに応じ、前項に掲げる事項を協議し、必要に応じその結果を提言することができる。

(委員)

第3条 懇話会は、16人以内の委員をもって組織する。

2 懇話会を構成する委員は、被保険者の代表及び保険医・保険薬剤師の代表並びにその他広域連合長が必要と認める者の中から、別表の選出区分により広域連合長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 災害その他やむを得ない理由により会議に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。

(書面による意見聴取方式による会議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認

めるとき、又は災害その他やむを得ない理由により会議の開催ができないと認めるときは、委員に書面を送付し意見を聴取することをもって会議に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行ったときは、会長は聴取された意見を報告しなければならない。

(謝金等)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝金及び鉄道賃実費額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項又は第7条第1項の規定により委員から書面による意見の提出があったときは、謝金のみ支給する。

- 3 謝金の額は、日額8,000円とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局総務課が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

(任期の特例)

- 2 令和5年3月31日において委員である者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療懇話会設置要綱の規定は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県後期高齢者医療懇話会委員 選出区分

被保険者の代表 6人	南部保健医療圏の住民 又は 県央保健医療圏の住民	1人
	秩父保健医療圏の住民 又は 北部保健医療圏の住民	1人
	川越比企保健医療圏の住民	1人
	さいたま保健医療圏の住民	1人
	西部保健医療圏の住民 又は 南西部保健医療圏の住民	1人
	利根保健医療圏の住民 又は 東部保健医療圏の住民	1人
保険医・保険薬剤師の代表 3人	埼玉県医師会の代表	1人
	埼玉県歯科医師会の代表	1人
	埼玉県薬剤師会の代表	1人
その他広域連合長が必要と 認める者 7人以内	埼玉県内の保険者等の代表	4人以内
	有識者	3人以内
計		16人以内